

競争入札心得

- (入札等)
- 第1 地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程、設計図書、仕様書、契約書案、現場等を熟知のうえ入札すること。
- 1 入札書は、所要の事項を明記のうえ押印し、所定の日時まで提出すること。
また、工事費内訳書を同時に提出すること。
 - 2 入札書を訂正したときは、当該訂正箇所を押印すること。但し、金額を訂正した入札は無効とする。
- (無効の入札)
- 第2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 委任状を持参しない代理人のした入札
 - 三 記名押印を欠く入札
 - 四 金額を訂正した入札
 - 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 六 明らかに連合によると認められる入札
 - 七 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - 八 その他入札に関する条件に違反した入札
- (入札書に記載する金額)
- 第3 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (入札の回数)
- 第4 入札は1回とする。
- (最低制限価格の適用)
- 第5 最低制限価格制度は適用しない。
- (落札者の決定方法)
- 第4 次の①、②の要件のすべてを満たす者のうち、最も低い入札価格の者を落札者とする。
- ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、最も低い入札価格の者を落札者とすることがある。
- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - ② 入札価格が建設工事における最低制限価格制度実施要領に定める最低制限価格を下回らないこと。
- (契約書の提出)
- 第5 契約書は、落札の通知を受けた日から7日以内に提出すること。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- (異議の申立)
- 第6 入札した者は、入札後、入札心得、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申立てることは出来ない。